

一審判決を乗り越え、公安警察による

情報収集・保有を断罪する判決を！

名古屋高等裁判所 民事第二部 御中

大垣警察市民監視違憲訴訟の控訴審は、2023年12月12日に結審し、5月16日に判決を迎える事になりました。この裁判を注視してきた私たちは、控訴審における貴裁判所の中立公平な審理に敬意を表し、感謝します。

一審被告らは控訴審においても事実認否をせず、監督官庁の立場で警察官証人の証言を拒絶しました。真相の解明を妨害し、ひたすら事実を隠蔽しようとしてきたのです。隠し得、逃げ得を許してはなりません。

公安警察による法的根拠のない情報収集・保有が安易に許されて良いはずがありません。一審被告らが、収集・保有の必要性・正当性を明らかにできない以上、厳しく断罪されるべきだと考えます。

私たち団体（組織・グループ）は、貴裁判所が憲法と良心に則って判決をされることを期待して、以下のことを要請します。

記

- 1、法的根拠のない情報収集は違憲・違法であるとの明確な判断を示して下さい。
- 2、個人情報収集し、保有している限り、違法な情報提供などの行為が繰り返される危険があります。一審被告らに対し、保有する一審原告らの個人情報の抹消を命じて下さい。

団体名

連絡先

【一言】

☆署名集約先 大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会

<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>

〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25 弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内

☎ 0584-81-5105 FAX 0584-74-8613



*署名用紙は上記集約先まで郵送又は FAX でお送りください